

2022年5月25日

各位

会社名 北海道歯科産業株式会社
(コード番号 7693 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 山田 哲哉
問合せ先 取締役管理本部長 神谷 康弘
T E L 011-813-5556
U R L <https://hokusan-kk.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2022年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月15日開催予定の第70回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の今後の事業展開に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 電子公告による公告をすることができない場合の代替媒体を、日本経済新聞から官報に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。
- (4) 現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。
1. 歯科用医療機器・歯科材料の販売 2. 医療機器・医薬品の販売 3. 動物用医療機器・動物用医薬品の販売 4. 毒物・劇物の販売	1. 歯科用医療機器・歯科材料の販売 2. 医療機器・医薬品の販売 3. 動物用医療機器・動物用医薬品の販売 4. 毒物・劇物の販売



<p>5. 医療用酸素・亜酸化窒素の販売 6. 医療機器の賃貸 7. 高度管理医療機器等の販売及び賃貸 8. 中古医療機器の販売 9. 医療機器の保守点検・整備・修理・保管管理業務 10. 医療用器材の物品管理・消毒・滅菌業務の受託事業 11. 医療機関運営に関わるコンサルティング事業 12. 医療用システムの設計及び販売 13. 不動産の売買・賃貸仲介、管理業務</p> <p>(追加) (追加) (追加) (追加)</p> <p>14. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p> <p>第3条（記載省略）</p> <p>（公告方法） 第4条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>日本経済新聞</u>に掲載して行う。</p> <p>第5条～第14条（記載省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>5. 医療用酸素・亜酸化窒素の販売 6. 医療機器の賃貸 7. 高度管理医療機器等の販売及び賃貸 8. 中古医療機器の販売 9. 医療機器の保守点検・整備・修理・保管管理業務 10. 医療用器材の物品管理・消毒・滅菌業務の受託事業 11. 医療機関運営に関わるコンサルティング事業 12. 医療用システム・在庫管理・基幹システムの開発、設計及び販売 13. 不動産の売買・賃貸仲介、管理業務及び不動産に関するコンサルティング事業 14. <u>清掃用機械・器具・消耗品の販売</u> 15. <u>健康器具・美容器具の販売</u> 16. <u>パンフレット・チラシ・名刺・診療券等の企画、製作及び販売</u> 17. <u>ホームページ等の Web デザイン製作及び販売</u> 18. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p> <p>第3条（現行どおり）</p> <p>（公告方法） 第4条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>広報</u>に掲載して行う。</p> <p>第5条～第14条（現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、<u>電子提供措置をとる</u></p>
--	--



<p>第 16 条～第 36 条（記載省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 36 条（現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p><u>1. 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 15 日（水曜日）

定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 15 日（水曜日）

以上